

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請案内

大和市 産業活性課

セーフティネット保証1号付き融資をご希望の場合、市区町村の「認定」を受ける必要があります。

対象者 本店が市内にある法人 / 主たる事業所が市内にある個人事業者

認定要件 次のいずれかに該当すること

- ① 認定申請時点において、指定事業者に対し50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有すること
- ② 認定申請時点において、指定事業者に対し50万円未満の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、当該指定事業者との取引依存度が20%以上であること

申請に必要な書類

【市所定の書式】は大和市HPから取得できます。

必要書類		備考
1	認定申請書【市所定の書式】	法人実印（個人事業者にあつては個人の実印）及び <u>捨印</u> をお願いします。
2	<法人> 履歴事項全部証明書の写し	・履歴事項全部証明書の写しは最新のもの （概ね発行から3ヶ月以内）
	<個人事業者> 直近の確定申告書及び青色申告書の写し	
3	業種が確認できる書類 （いずれか1点 写し可）	例）パンフレット、会社のホームページ（写し）、 確定申告書控（「事業種目」があるページ）、法 人事業概況説明書（「事業内容」があるページ）、 許可業種の場合は許可証、登記簿謄本、等
4	売掛金債権等が確認できるもの	例）手形・小切手、売掛台帳、債権届出書、 請求書等

※認定申請書に記入した市内事業所の所在地が上記「2」の書類に記載されていない場合は、所在地を確認できる書類が別途必要です。詳しくはお問合せください。

注意事項

- ①認定書のお渡しまでは数日を要しますので、お早めにお持ちください。
- ②書類に不備があった場合には再提出いただく場合がありますので、ご了承ください。
- ③認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対し保証の申込を行うことが必要です。
また、認定書は信用保証協会の審査において必要なものであり、認定によって融資が確約されるものではありません。

提出先・お問合せ 大和市役所 産業活性課 TEL 046-260-5135

受付時間 月～金（土日祝日等除く）の8:30～11:50、13:00～17:00

※上記時間帯以外のお問い合わせについてはご遠慮ください。